

31教総情要第110号の2  
令和2年4月24日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会  
東京「君が代」裁判原告団  
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部広報統計課長  
徳 田 哲 吉

要請書外3件について（回答）

貴団体から令和2年3月19日付けで提出された要請書外3件につきまして、別紙のとおり回答します。

【要請書】

<申し入れ事項>

- 1 2019年3月28日の最高裁決定により減給処分が取り消された特別支援学校教員に対する再処分をしないこと。また、これまでの全ての再処分を撤回すること。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。また、卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

- 2 東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」を撤回すること、また同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

(回答：「「10.23通達」を撤回すること」について)

これまでに出された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

(回答：「懲戒処分を取り消すこと」について)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

(回答：「厳重注意を取り消すこと」について)

厳重注意の取消しは、考えておりません。

(所管：指導部指導企画課)

3 東京都教育委員会で卒業式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

4 最高裁判決に反して減給処分を行わないこと。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

5 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」（平成24年1月24日）の都教委の「議決」を撤回すること。

(回答)

国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた職務命令が合憲であることは平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところです。この判決を受け平成24年1月24日の臨時教育委員会において、「一人一人の教員が、教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務を認識し、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していく」ことを委員総意の下に確認し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されました。本議決を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

6 卒業式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

(回答)

懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。

(所管：人事部職員課)

7 同研修対象者に受講前報告書の作成を強要しないこと。

(回答)

服務事故再発防止研修実施要項に基づき、所属校における基本研修として、受講前報告書の作成を求めています。

(所管：教職員研修センター研修部教育経営課)

8 4月の入学式で10.23通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

9 都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護士との話し合いの場を設定すること。

(回答)

請願・要請については、広報統計課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。

(所管：指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

10 本要請書を教育委員会で配布し、慎重に検討・審議し、回答すること。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

(所管：指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

### 【質問書】

<CEART (ILO・ユネスコ合同専門家委員会) の勧告について>

1 1月27日の要請において、「ILO・ユネスコ合同委員会の勧告(2019年3月)に従い、『教員組織』や該当者との『対話の機会』を持つこと(括弧内は同勧告より引用)」(同要請項目11)を要請したが、2月21日の回答は「請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。(所管：指導部指導企画課、人事部職員課)」と述べているが、要請に正対した回答とは言えない。再度要請に添った回答を求める。

(回答)

既に回答したとおりです(回答済みの回答：請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後同様に対応してまいります。)

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課)

3 CEARTの勧告は権威ある国際機関の勧告として東京都は重く受け止めるべきである。

よって、以下の質問に答えられたい。

- ① C E A R T 勧告の日本語への翻訳を行なったか。同勧告について文部科学省に問い合わせなどをしたか又は今後問い合わせをする予定があるか。
- ② 人事部職員課及び指導部指導企画課は、C E A R T の勧告を検討したのか。
- ③ 検討したなら、どのように受け止めたのか。
- ④ 今後、教育委員会の施策にどのように反映させるのか。

(回答)

文部科学省から情報提供があったとして、人事部勤労課から当課に送付された資料は、以下の①及び②のとおりです。

- ① I L O 事務局より C E A R T 第13回会合報告書（英語版）
- ② I L O 総会における C A S（基準適用委員会）（令和元年6月）での日本政府発言要旨（日本語版）

なお、文部科学省からは上記①の資料は情報提供、②については参考送付との趣旨の記載がメール本文にあるのみで、それ以外の説明は受けていないことから、特段の対応を行う考えはありません。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課)

## 【質問書】

<卒業式に係わる指導部指導企画課長名の「事務連絡」（2月28日）について>

- ① 事務連絡①・例1で「各教室で…式を実施したため、国旗を掲揚できなかった場合」を想定していたにもかかわらず、事務連絡②で卒業式を「国旗掲揚の下に、体育館で実施する」と指示した理由は何か。
- ② 事務連絡①・例2で「国歌を含め…斉唱や合唱を行わなかった場合」を想定していたにもかかわらず、事務連絡②で「国歌斉唱を行う。」と指示した理由は何か。特に、事務連絡①・例2の「飛沫感染を防ぐため…」を受けて、校歌斉唱、式歌（卒業の歌）斉唱などを取り止めた学校にも「国歌（君が代）斉唱」実施を指示した理由は何か。
- ③ 同日のうちに内容の大きく異なる、しかも「感染防止」の目的を後退させる内容の事務連絡を出し、学校現場を混乱させた責任は免れない。都教委として上記事務連絡①、②発出の経緯及び、それに関する見解と責任の所在を明らかにされたい。

(回答)

令和2年2月28日付事務連絡により最初に発出した事務連絡は、「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について」と題するもので、都立学校長と区市町村教育委員

会指導事務主管課長に宛てた文書です。

この事務連絡を発出した理由は、発出日の数日前から、複数の区市町村教育委員会から、「新型コロナウイルス感染防止のため例年と異なる方法で卒業式を実施することを検討しているが、例年実施している調査にどのように回答すればよいか。」との問合せを受けたためです。

内容は、発出日時点で、区市町村立学校における卒業式については、児童生徒や学校の実態により様々な形態での実施が検討されていたこと、また、都立学校における卒業式については、発出日以降の新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては、実施方法について変更があることも想定されていたことに鑑み、そうした場合の調査への回答の仕方の例を示したものとなっています。

都教育委員会は、この文書の発出に先立つ同年2月26日付で都立学校長に宛てた通知により、都立学校の卒業式については、人の密集を避けるため保護者及び来賓等の参列をお断りするとともに、時間短縮を図るため都教育委員会挨拶の読み上げを行わないなど、新型コロナウイルスの感染防止策を講じて実施するよう求めました。これらの対策は、生徒等の安全確保のために必要と判断し、講じたものであり、国歌斉唱を含め、学習指導要領に示されている儀式的行事としての卒業式の適正な実施に向けた、従来の基本方針に変更を加える趣旨のものではありません。

しかし、この文書の発出直後から、複数の都立学校長から、「2月26日付の文書で示した内容が変更になったのか。」などの問合せを受けたことから、上記の趣旨が十分に伝わっておらず誤解を与えている可能性があることが明らかになりました。

そこで、都立学校に対してのみ、改めて2回目の事務連絡を発出し、1回目の事務連絡の趣旨を明確に伝えたところです。

したがって、2つの事務連絡の内容が異なるものではありません。

(所管：指導部指導企画課)

## 【「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」に関する質問及び要請】

1 ①メールという形式での「通告」の問題点、手続的不当性を認めよ。

②「通告」を紙媒体の文書で示し、③「通告」発出の理由、④正確な文言、⑤発信日時、⑥「通告」の名宛人、⑦発信責任者、⑧メール作成等の実務担当者・問い合わせ先を明らさせよ。

なお、3/22回答における「正確な文言」についての「…書き写した内容と趣旨は相違していません」との回答は質問に正対しておらず、また「名宛人」についての「都立美原高等学校長」との回答は「通告」中の「あなた」と矛盾していることを付言して、

3 / 22回答の不十分さを精査し、誠実に回答するよう改めて要請する。

(回答)

再任用（教育職員）採用選考に受験申込する際に配布している「採用選考案内」において、選考方法は、書類選考、面接により選考を行い、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経た上で採用し、希望者全員が当然に再任用されることを制度上保障するものではないとしています。また、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

今回の事前の告知は、既に「採用選考案内」で周知している内容を改めて校長から伝えているものであることから、問題点や手続的不当性は無いと考えます。

(所管：人事部選考課)

- 2 選考課長は退職教員の知識・経験の活用という再任用制度の意義・趣旨に反するこの「通告」をどう考えているのか、回答せよ。
- 3 選考課長は不起立による「戒告の処分」と本来無関係な「再任用職員としての資質」を無媒介に結び付け、Aさん、Bさんを「…再任用職員としての資質に欠ける」と結論付けた理由・根拠を明らかにせよ。

(回答：2及び3)

公的年金が支給される年度への任期の更新となる際は、定年退職前の懲戒処分を含め、従前の勤務実績等に基づく能力実証を経た上で採用します。このことは、再任用制度の意義と趣旨に反しないと考えます。

(所管：人事部選考課)

- 4 退職教職員の期待権や労働権を前提とし、年度単位で勤務成績、校長の推薦書・業績評価等を踏まえて契約を更新する再任用制度の手続きに反し、選考課長が数年も先の「公的年金が支給される年度への任期の更新となる際」の不更新／不採用を「通告」する根拠・理由は何か、明らかにせよ。

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。このことから、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。再任用職員としての任期が終了する前に告知すること



により、事前告知対象者の再就職活動等の時間を十分に確保するためです。

(所管：人事部選考課)

5 選考課長は、これまで「10.23通達」関連の被処分者で再任用された方に、この種の「通告」をしなかったにもかかわらず、Aさん、Bさんに「通告」したのはなぜか、答えよ。

(回答)

選考の内容に関することには、お答えできません。

(所管：人事部選考課)

6 Aさんに対しては昨年続く2度目の「通告」である。本人から要請書が提出されているにもかかわらず、それに回答することもなく、再度「通告」をした理由は何か。またAさんの要望書への回答はいつするのか、予定を明らかにせよ。

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。このことから、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。再任用職員としての任期が終了する前に告知することにより、事前告知対象者の再就職活動等の時間を十分に確保するためです。

なお、職員個人からの要請に回答する考えはありません。

(所管：人事部選考課)

7 人事部長及び発信責任者である選考課長は「通告」を撤回し、該当者Aさん、Bさんに直接謝罪せよ。

(回答)

謝罪する考えはありません。

(所管：人事部選考課)

**【再任用打ち切りの事前通告に対する質問と要請】**

1 これが正式なものであるなら、文書主義の都教委がなぜ校長に口頭で伝えさせたのですか。

(回答)

再任用（教育職員）採用選考に受験申込する際に配布している「採用選考案内」において、選考方法は、書類選考、面接により選考を行い、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経た上で採用し、希望者全員が当然に再任用されることを制度上保障するものではないとしています。また、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

今回の事前の告知は、既に「採用選考案内」で周知している内容を改めて校長から伝えられていることから、問題点や手続的不当性は無いと考えます。

(所管：人事部選考課)

2 読み上げられた「通告（乃至は告知）」によれば、任用更新拒否の理由らしきものとして示されたのは、3年前の卒業式に於ける不起立でした。「通告」は、この一事を以て「再任用職員としての資質に欠ける」とし、「従前の勤務実績等に基づく能力実証を経たうえで採用する」に耐えない者として、任用更新拒否を告げています。

では、処分された年度における、または今年度における、そして今後の再任用期間における業績評価には、雇用や処遇と何の関係があるのでしょうか。

また、私は来年度の校内人事において進路指導主任とされています。任用をできない程に再任用教員としての資質と能力がないと都教委が決断した教員に担わせるということは、主任というものが教員として最低の資質と能力の持ち主の担当すべき職務だということでしょうか。或いは、本校校長の人事が間違っているのでしょうか。

(回答)

選考内容に関することには、お答えできません。

(所管：人事部選考課)

3 この「通告」には、それに先立つ任用更新拒否の決定があるはずですが、それはどのような規定に基づいてなされたのでしょうか。決定の根拠法や規定をお示してください。

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。このこと

から、無年金期間該当者は、地方公務員法第28条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。公的年金が支給される年度への任期の更新となる際は、定年退職前の懲戒処分を含め、従前の勤務実績等に基づく能力実証を経た上で採用します。

なお、根拠については、再任用の義務化については、平成25年3月29日付総務副大臣通知（地方公務員の雇用と年金の接続について）、定年退職者の再任用については、地方公務員法第28条の4です。

（所管：人事部選考課）

4 この問題は思想良心の自由に関するものであり、現在人事委員会に不服申し立てをしています。昨春には、ILO/ユネスコから「10.23通達」とその運用について根本的な是正を促す勧告も出されました。国際社会に恥じない教育行政をめざして、改めるべきは都教委ではないでしょうか。

（回答）

人事委員会からは連絡を受けていません。

（所管：人事部選考課）

（回答：「10.23通達」とその運用について）

これまでに出了された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。

（所管：指導部指導企画課）

5 私は、都教委によるこのような理不尽な再任用打ち切りの事前通告と、その元となった任用打ち切りの決定に抗議し、撤回を求めます。

（回答）

撤回する考えはありません。

（所管：人事部選考課）